

よくあるご質問について (Q&A)

(今後も、随時更新していく予定です)

(1) 大学院について

Q1: 学位の名称は何ですか？

学位名称は、博士前期課程が修士（学術）、英訳名称では Master of Philosophy で、博士後期課程が博士（学術）、英語名称では Doctor of Philosophy です。

Q2: 英語名称は何ですか？

大学院の正式名称は、以下のとおりです。日本語名称：兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 減災復興政策専攻 英訳名称：University of Hyogo, Graduate School of Disaster Resilience and Governance , Department of Disaster Resilience and Governance

Q3: 大学院の施設は、どのようになっていますか？

本研究科は、神戸東部新都心（H A T神戸）に所在する「人と防災未来センター」（神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2）東館の4階と6階にあります。教室や教員研究室、学生研究室等は4階に、図書室、事務室は6階にあります。

Q4: 大学院のある「人と防災未来センター」は、どのような場所ですか？

人と防災未来センターは、若手研究員と上級研究員による実践的な研究機能、自治体の防災担当職員に対する研修機能、阪神・淡路大震災の再現動画・ジオラマ・資料等の展示機能、阪神・淡路大震災の資料約18万7千点を含む災害資料の収集・保存機能、災害教訓・経験を伝える交流機能、被災自治体の現地支援機能の6つの機能を有しており、本研究科も、講師の相互派遣等、様々な連携を行っています。また、人と防災未来センターの施設内には、国連防災機関駐日事務所（UNDRR）、国際復興支援プラットフォーム（IRP）、アジア防災センターなどの国際防災関係機関が入居しており、本研究科の教育研究の目的の一つである減災復興に関する国際的なネットワークを推進していく上でも、これらの機関が集積する施設内で本研究科を開設したことには大きな意義があります。

Q5: 学部生を対象とした「防災リーダー教育プログラム」や「防災リーダー教育部門（2024年4月より※）」と、「減災復興政策研究科」は、どのような関係になるのですか？

「防災リーダー教育部門」と「減災復興政策研究科」は、組織としては別ですが、施設や教員は重複する形となります。「防災リーダー教育部門」は、本学の全ての学部学生に対して、学部を横断して総合的・体系的に防災関連科目が履修できる副専攻「防災リーダー教育プログラム」の教育を実施しています。本研究科は独立研究科として、大学院生の教育を行います。希望する大学院生は「防災リーダー教育プログラム」が提供する学部の共通教育科目、専門教育科目の一部を聴講できるようにしています。

※改組により「防災教育研究センター」は2024年3月までとなります。

Q6:オープンキャンパスに出席できないのですが、他に説明会は開催しないのでしょうか？

本研究科として、オープンキャンパス以外に説明会のようなものは実施しませんが、疑問等があれば、本研究科の教員に個別相談いただくか、メール等でお問い合わせください。面識のある教員がおらず、特にこの教員に相談したいという希望もなければ、問い合わせ先にご連絡いただければ、対応する教員を調整してお返事いたします。また、質問内容が明確であれば、メールで質問事項を送付いただければ回答いたします。

Q7:車通学は可能でしょうか？また駐車場はあるのでしょうか？

車通学は原則不可であり、駐車場はありません。障がい等の関係で、車でなければ通学ができない事情がある場合には、個別にご相談ください。

Q8:就職支援の体制は、どのようになっているのでしょうか？

本学就職支援コーディネーターによる支援等、キャリアセンターと指導教員が連携して、フォローしています。

(2)カリキュラムについて

Q9:「必修」と「選択必修」はどう違うのですか？

「必修」とは、全学生が必ず受講し、単位を取得しなければならない科目で、博士前期課程では、「減災復興政策論 I」、「減災復興政策論 II」、「調査手法論」、「減災復興フィールドワーク」、「基礎研究 I」、「基礎研究 II」、「発展研究 I」、「発展研究 II」「特別演習」が該当します。「選択必修」とは、具体的な科目の指定はありませんが、博士前期課程の場合、専門科目の 3 領域（「災害科学」、「減災コミュニケーション」、「減災復興ガバナンス」）から、それぞれ 1 科目ずつ（計 3 科目）選択して受講し、単位を取得しなければならないという意味です。

Q10:博士前期課程において、仕事をしながら学ぶことはできますか？

はい、できます。

本研究科では、地方自治体や学校、企業等のニーズに応え、現職の自治体職員や学校教員、企業等の社会人*を積極的に受け入れています。このため、社会人学生のうち希望する者（大学院設置基準第 14 条特例適用者）については、修業年限 2 年のうち、1 年次においては職場を離れ、通常の時間帯に開講される授業科目を集中的に履修し、2 年目は自治体・企業・学校等に復帰し、勤務しながら適宜通学する等して研究指導を受けながら論文執筆を行うことが可能です。

この制度を利用する学生は、入学時点のガイダンス後に教務委員会にその意向を伝えてください。研究室に配属後、1 年次に必要な科目（2 年次配当の研究指導科目を除く）を全て履修できる履修計画を立案させるなど指導教員が丁寧な履修指導を行います。1 年次の 7 月には、社会人学生は指導教員と相談の上綿密に研究計画を作成し、研究計画書を提出し

ます。指導教員は提出された研究計画書をもとに研究指導計画を立案し、社会人学生の就学条件を考慮して研究指導を行います。

2年次において職場に復帰した場合は、一般学生向けの発展研究Ⅰ、Ⅱの講義時間帯に出席できない可能性があるため、指導教員と学生が個別に相談することにより、電子メールやインターネットを活用するほか、平日の時間外や夏季休暇等も活用しながら一般学生と同等の発展研究Ⅰ、Ⅱの指導機会を確保し、研究指導を行い、中間発表会の開催や修士論文の提出等、通常の修士論文作成のスケジュールと同様に進めることが可能になります。但し、平日に研究活動を行う必要が生じることもありますので、事前に職場の理解や了承を得ておいてください。また、職業を有している等の事情により、標準修業年限(2年)では教育課程の履修が困難な者を対象に長期履修制度を設けています。詳細については本研究科ホームページの「長期履修制度」をご覧ください。

*社会人の定義については、学生募集要項にて確認してください。

Q11: 修士論文の指導教員はどのように決まるのですか？入学前に決めておく必要があるのですか？

入学前に決めておく必要はありませんが、受験時に研究計画を作成する必要がありますので、修士論文の指導をどの教員から受けるかを考えておくことをおすすめします。入学後、ガイダンスや研究室訪問の後、学生の希望をとり5月に指導教員と副指導教員を決定します。1研究室の受入人数の上限がありますので、必ずしも希望通りに配属されない場合もあり得ます。

Q12: 博士前期課程の講義等の授業は、どのように履修すればよいのでしょうか？月曜から金曜までの、全ての時間が講義や演習で埋まる感じなのでしょうか？

時間割としては、月曜から金曜までの午前2時限、午後2時限(朝9時から4時半頃まで)に講義や演習等が予定されています。同じ時間帯に講義等が重複することはありませんので、すべての講義を取ることは出来ますが、事前学習・事後学習の時間が必要であることを合わせて考慮するようにしてください。またフィールドワークやゼミなどのために、時間割には講義のない時間帯も設けています。

また、長期履修制度を用いて仕事をしながら3~4年かけて修了することを考えている学生は、必修の授業を中心に週1~2日通学する時間割とすることも可能です。

(3) 学費等について

Q13: 学費は、どのくらいなのでしょうか？

募集要項に直近の入学料、授業料を示していますので、参考にしてください。

Q14: 長期履修制度はないのですか？

博士前期課程について、長期履修制度を設けています。詳細については本研究科ホームページの「長期履修制度」をご覧ください。

Q15: 奨学金を受けることができますか。また授業料の免除制度はありますか。

ご本人が申し込むことにより、日本学生支援機構(JASSO)の奨学金を受給することができます。実際、これまで多くの院生が利用しています。また、JASSO 奨学金の対象外となる外国籍の院生に対しては、多くの民間奨学金の募集があり、これまで多くの留学生が受給しています。

また、経済的理由により授業料の納付が著しく困難な方については、授業料の全額免除や半額免除の制度も用意しています。

いずれにせよ、詳細は総務学務課までお問い合わせください。

(4) 博士前期課程の入試について

Q16: 社会人は、一般試験を受けることはできますか？

大学等を卒業していれば、一般入試を受けることは可能です。特に、「一般入試2月」は社会人のみを対象とした入学試験です。推薦入学者特別選抜は「現役学生」を対象としていますので、社会人の方は対象外です。

Q17: 大学を卒業していませんが、受験することはできますか？

社会人学生特別選抜の受験資格として、

「①学士の学位かそれと同等程度の学力を持つ者

(12) 大学院研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者（出願資格認定の事前審査を行う。）

という項目があり、出願前の事前審査に合格すれば、受験することは可能です。詳細は募集要項「11 出願資格認定」をご参照ください。

Q18: 社会人学生特別選抜の「社会人経験2年間」という条件は、防災、減災、復興などに関係の無い職歴でも良いのですか？

防災、減災、復興などに関係ない職歴でも可能です。ただし、募集要項に記載しているとおり、社会人学生選抜を利用する受験者は入学する年の4月1日現在において「政府機関、地方自治体、企業、NPO 等において2年以上の実務経験がある者」が対象です。

Q19: 推薦入学者特別選抜に合格した後、他大学の大学院研究科を受験できますか？

いいえ、できません。推薦入学者特別選抜は、いわゆる「専願制」です。募集要項に記載しているとおり「合格した場合は入学が確約できる者」が出願資格となっています。不合格となった場合は、本研究科の一般入試や他大学の大学院研究科を受験することはできません。

Q20: 小論文試験の対策はどうすればよいのでしょうか？

オープンキャンパスで、前年度以前の過去問題を閲覧することが出来ます。事前学習として防災に関する文献を講読したり、実際に時間を計って小論文を書くトレーニングを実施

したりしておくことを推奨します。

Q21: 面接審査と口頭試問はどう違いますか？

募集要項に記載しているとおおり、下記の違いがあります。

面接審査では、研究計画書等に基づき学習能力について総合的に確認します。

口頭試問では、専門用語の説明を問うなど基礎学力を確認します。

Q22: 口頭試問ではどのような試問がなされますか？

募集要項に記載しているとおおり「口頭試問では、専門用語の説明を問うなど基礎学力を確認」するので、その対策として、自分自身が研究計画書に記載した「専門用語」については、最低限説明できるようにしておいてください。

Q23: 博士後期課程の募集要項の p.3 に、「(2) 出願を希望する者は事前に必ず指導を希望する教員と面談し、博士後期課程研究計画書について相談してください。」とありますが、面談は対面でなければいけないのでしょうか？

博士後期課程を受験される方は、指導希望教員と面談し、研究計画書について相談する必要があります。面談は、必ずしも対面である必要はなく、指導希望教員が認める場合には、オンラインでの面談も可能です。具体的な方法は指導希望教員にお問い合わせください。

2023年5月17日更新

2024年3月11日更新